

山形空港使用に関する協定書

山形県知事安孫子藤吉（以下「甲」という。）と陸上自衛隊東北方面総監高杉恭自（以下「乙」という。）との間に、東北方面航空隊第6飛行隊所属機等が、山形県山形空港条例（昭和39年3月県条例第11号。以下「条例」という。）の規定に基づき山形空港を使用する場合について、次のとおり協定する。

（第三種空港の尊重）

第1条 甲は、第三種空港としての目的に従い、航空運送事業機の使用を妨げない範囲内において、乙に対して山形空港施設（以下「甲の施設」という。）を使用させるものとする。

この場合、甲は乙の航空機の飛行訓練に支障のないように配慮するものとする。

（施設の改良等）

第2条 乙は、甲の施設内における乙の誘導路（以下「乙の施設」という。）の改良工事を行なう場合は、条例第11条の規定により、甲の許可を受けなければならない。甲の施設の使用に当たり、空港において一時的な工作物等を設置しようとするときも同様とする。

（施設の管理）

第3条 甲は、乙の施設について空港の管理上必要があると認め、その補修等必要な指示をした場合には、乙はその指示に従わなければならない。

（施設の維持）

第4条 甲の施設及び乙の施設の維持運営については、甲、乙相互に協力して行なうものとする。

(使用届及び使用通報)

第5条 乙は、甲の施設使用については、条例第3条の規定により、毎月末日前までに翌月の使用予定表を添付した施設使用届を甲に提出するものとする。

2 乙は、前項により提出した予定表を変更しようとする場合はすみやかに施設使用変更届を甲に提出しなければならない。

3 甲は、航空運送事業機以外の航空機が甲の施設使用の届出のあつた場合は、乙に通報するものとする。また使用変更の届出のあつた場合も同様とする。

(誘導路の点検)

第6条 条例第8条第3号に規定する立ち入り、または条例第9条ただし書に規定する行為については、乙が乙の施設の点検等を行なうため必要があるときは、甲の許可を受けてこれを行なうことができる。

(航空機事故の対策)

第7条 甲及び乙の施設内における航空機事故については、甲乙協力して消火救難等を行なうものとする。

(運用時間外の使用)

第8条 乙が運用時間外に甲の施設を使用する場合は、あらかじめ運用時間中に甲の定める書式による運用時間外施設使用申請書を甲に提出し、その許可を受けなければならない。

ただし、人命救助、災害等緊急の用務のため乙が時間外に甲の施設を使用する場合は、使用後すみやかに緊急使用の理由を付した運用時間外緊急施設使用届を甲に提出するものとする。

(NOTAMの発行)

第9条 乙は、乙の理由により空港運用についてNOTAMを
発行する必要が生じた場合には、すみやかに甲の定める書式
のNOTAM発行依頼書2部を甲に提出するものとする。

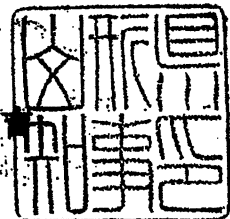
第10条 本協定は、昭和47年7月14日から効力を有する
ものとする。

第11条 本協定書に定めのない事項、または異議を生じた事
項については、条例及び山形県山形空港条例施行規則（昭和
39年6月県規則第50号。）の定めるところによるものと
し、これらにも定めがない場合には、甲、乙協議して定める
ものとする。

本協定書の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印し
それぞれ1通ずつ保有するものとする。

昭和47年7月14日

甲 山形県知事 安孫子 康



乙 陸上自衛隊東北方面總監

高杉 恭

